

定めようとする命令等の題名

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則

根拠法令条項

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）第 43 条の 2 第 3 項

行政手続法に基づく手続であるか否か

行政手続法に基づく手続（第 39 条第 4 項該当による結果の公示等）である

問合わせ先（所管府省・部局名等）

原子力規制庁長官官房放射線規制部門
電話番号：03-5114-2155（直通）

命令等の公布日

2025 年 5 月 30 日

結果の公示日

2025 年 5 月 30 日

行政手続法 39 条第 4 項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで命令等を定めた場合にはその旨及び理由

本件は、他の法令の改正に伴い必要とされる用語の整理であることから、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 8 号に基づく行政手続法施行令（平成 6 年政令第 265 号）第 4 条第 2 項第 1 号に定める事項に該当するため、意見公募手続を行いませんでした。